

相続税の申告を税理士に依頼される方へ

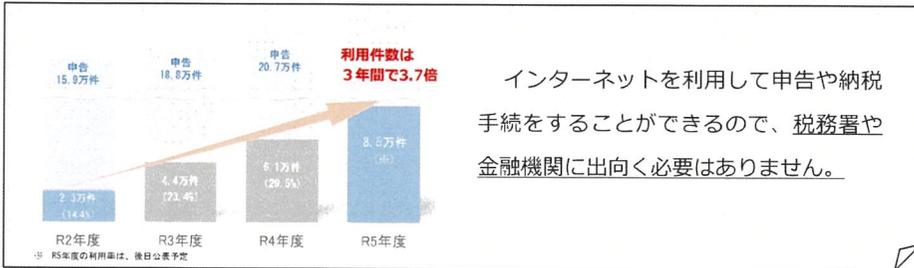
別紙3

相続税申告は e-Taxをご利用ください



国税庁においては、あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会を目指し、税務行政のDXの推進を掲げており、e-Taxの利用拡大に取り組んでいます。

相続税e-Taxの利用件数は年々増加



利用者識別番号の確認・取得

e-Taxのご利用には、16桁の利用者識別番号が必要です。

なお、過去に所得税申告や贈与税申告などでe-Taxをご利用されたことがある場合、その際に用いた利用者識別番号をご利用いただけます。

また、**税理士に申告書の作成を依頼される際は**、利用者識別番号の有無に応じて、**下欄にチェックいただき、この用紙を税理士にお渡しください。**

利用者識別番号が分かる方

下欄に利用者識別番号を記載してください（確認方法は裏面をご覧ください。）。)

【利用者識別番号】

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

利用者識別番号を**取得したことがない**又は**分からない**方

利用者識別番号の取得又は確認はご自身で行うか、税理士に依頼することもできます。

- 税理士に利用者識別番号の取得又は確認を依頼する。
- ご自身の住所を管轄する税務署に利用者識別番号の取得又は確認を行い、後日、税理士に利用者識別番号を伝える。

住所

氏名



国税庁 法人番号7000012050002

令和6年4月

利用者識別番号の確認手順

所得税や贈与税の申告手続きをされたことがありますか？

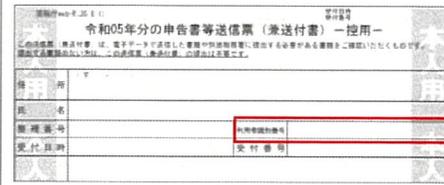
はい or 覚えていない

いいえ

利用者識別番号が確認できる書類はお持ちですか？

-書類の一例-

○申告書等送信票



○確定申告のお知らせ



はい

いいえ

e-Taxのマイページを確認できますか？

※ マイナポータル「外部サイトとの連携」機能を利用し、e-Taxと連携した後に遷移する「TOP画面」より「マイページ」をご利用ください。
詳細は、e-Taxホームページ「[マイナポータルとの連携](#)」をご確認ください。
※ 利用者識別番号は、e-Taxソフト（Web・スマホ版）・受付システムからも確認できます。

【マイナポータルとの連携】

はい

いいえ

お持ちの書類に記載または表示された利用者識別番号をご利用いただけます。
※ この番号を税理士へお伝えください。

「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」をご自身の住所を管轄する税務署に提出し、利用者識別番号を取得してください。
※ 届出書の提出は税理士へ依頼することも可能です。
※ 利用者識別番号が不明な場合は、変更等届出書を提出してください。

納税方法（ダイレクト納付のご案内）

事前に「ダイレクト納付利用届出書」を提出することで、即時又は指定した期日に、口座引き落としにより納付することができます。

- ※ e-Tax送信の場合は1週間程度、書面提出は1か月程度で利用可能となります。
- ※ 税理士によるe-Taxの代理送信での提出はできません。

詳細は、国税庁ホームページ「[ダイレクト納付の手続](#)」をご確認ください。



【ダイレクト納付の手続】